

第二百七十一条の二十一第一項、第二百七十二條の十一第二項又は第二百七十二條の三十八第一項の規定に違反して他の業務を行つたとき。

二十六の二 第六條第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第七條第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第二百七十二條の十四第一項の規定に違反して同項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社以外の会社を子会社としたとき。

二十六の三 第六條第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象保険会社等を子会社としたとき、若しくは同條第六項において準用する同條第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同條第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同條第四項に規定する子会社対象保険会社等に限る。）に該当する子会社としたとき、又は第二百七十二條の十四第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで同項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社を子会社としたとき。

二十六の四・二十六の五 （略）

二十七 第六十六條又は第七十七條（これらの規定を第九十九條及び第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して、責任準備金又は支払備金を積み立てなかったとき。

二十八 （略）

第二百七十一条の二十一第一項の規定に違反して他の業務を行つたとき。

二十六の二 第六條第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第七條第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

二十六の三 第六條第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象保険会社等を子会社としたとき、又は同條第六項において準用する同條第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同條第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同條第四項に規定する子会社対象保険会社等に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十六の四・二十六の五 （略）

二十七 第六十六條又は第七十七條（これらの規定を第九十九條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、責任準備金又は支払備金を積み立てなかったとき。

二十八 （略）

二十九 第二百二十条第一項（第九十九条及び第二百七十二条の十八）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保険計理人の選任手続をせず、若しくは第二百二十条第二項（第九十九条及び第二百七十二条の十八）において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件に該当する者でない者を保険計理人に選任し、又は第二百二十条第三項（第九十九条及び第二百七十二条の十八）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による届出をしなかつたとき。

三十 第二百二十二条（第九十九条及び第二百七十二条の十八）において準用する場合を含む。）、第九十条第四項、第二百三十三条第四項、第二百四十二条第三項、第二百五十八条第一項若しくは第二百七十二条の五第四項の規定による命令又は第三百三十二条第一項、第二百四十一条第一項、第二百三十条第一項、第二百四十条の三、第二百四十一条第一項若しくは第二百七十二条の二十五第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十一・三十二（略）

三十三 第二百二十五条第四項（第二百七条及び第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第二百七十二条の二十第四項の規定による変更又は届出の撤回の命令に違反したとき。

三十四 第二百二十七条第一項、第二百九条、第二百十八条第一項、第二百三十四条、第二百三十九条、第二百七十一条の三十二第一

二十九 第二百二十条第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保険計理人の選任手続をせず、若しくは第二百二十条第二項（第九十九条において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件に該当する者でない者を保険計理人に選任し、又は第二百二十条第三項（第九十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による届出をしなかつたとき。

三十 第二百二十二条（第九十九条において準用する場合を含む。）、第九十条第四項、第二百三十三条第四項、第二百四十二条第三項若しくは第二百五十八条第一項の規定による命令又は第三百三十二条第一項、第二百四十一条第一項、第二百三十条第一項、第二百四十条の三若しくは第二百四十一条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十一・三十二（略）

三十三 第二百二十五条第四項（第二百七条及び第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による変更又は届出の撤回の命令に違反したとき。

三十四 第二百二十七条第一項、第二百九条、第二百十八条第一項、第二百三十四条、第二百三十九条又は第二百七十一条の三十二第一

項若しくは第二項、第二百七十二條の二十一第一項又は第二百七十二條の四十二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十五 第二百七十一條の十四（第二百七十二條の三十四第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十一條の十五、第二百七十一條の十六第一項（第二百七十二條の三十四第一項において準用する場合を含む。）又は第二百七十一條の二十九（第二百七十二條の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十六 第三百三十一條、第二百三條、第二百二十九條又は第二百七十二條の二十四第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

三十七 第三百三十六條（第二百十條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の移転の手續をしたとき。

三十八 第三百三十八條（第二百十條第一項、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の締結をしたとき。

三十九（略）

五十三 第二百七十一條の三第一項、第二百七十一條の四第一項、

一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十五 第二百七十一條の十四、第二百七十一條の十五、第二百七十一條の十六第一項又は第二百七十一條の二十九の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十六 第三百三十一條、第二百三條又は第二百二十九條の規定による命令に違反したとき。

三十七 第三百三十六條（第二百十條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の移転の手續をしたとき。

三十八 第三百三十八條（第二百十條第一項及び第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の締結をしたとき。

三十九（略）

五十三 第二百七十一條の三第一項、第二百七十一條の四第一項、

第三項若しくは第四項、第二百七十一条の五第一項若しくは第二項、第二百七十一条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十第三項、第二百七十一条の十八第二項若しくは第四項、第二百七十二条の三十一第三項又は第二百七十二条の三十五第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

五十四～五十七 (略)

五十八 第二百七十二条の十九第一項若しくは第二項の規定による届出若しくは提出をせず、又は第二百七十二条の二十第一項に規定する期間(同条第二項又は第三項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあっては、当該短縮又は延長後の期間)内に第二百七十二条の十九第一項に規定する書類に定めた事項を変更したとき。

五十九 第二百七十二条の三十一第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になったとき、又は少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立したとき。

六十 第二百七十二条の三十一第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であったとき。

六十一 第二百七十二条の三十一第四項の規定による命令に違反して少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者

第三項若しくは第四項、第二百七十一条の五第一項若しくは第二項、第二百七十一条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十第三項又は第二百七十一条の十八第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

五十四～五十七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

であつたとき、又は第二百七十二条の三十四第一項において準用する第二百七十一条の十六第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

六十二 第二百七十二条の三十九第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けずに、同項各号に掲げる会社以外の会社を子会社としたとき。

六十三 (略)

2 (略)

第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二百七十二条の八第一項の規定に違反した者

四 第二百七十二条の八第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第二百七十二条の三十二第一項の承認申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

附則

(協定銀行に係る業務の特例)

第一条の二の三 機構は、破綻保険会社等（破綻保険会社（第二百六

(新設)

五十八 (略)

2 (略)

第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

附則

(協定銀行に係る業務の特例)

第一条の二の三 機構は、破綻保険会社等（破綻保険会社（第二百六

十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社をいう。附則第一条の三において同じ。）、承継保険会社（第二百六十条第六項に規定する承継保険会社をいう。）又は清算保険会社（第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社をいう。附則第一条の二の五第一項第三号において同じ。）をいう。同条第四項及び附則第一条の二の七第一項において同じ。）から買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「資産管理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と資産管理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一四（略）

（特定会員又は特別会員に係る資金援助等に係る政府の補助）

第一条の二の十三 政府は、生命保険契約者保護機構（第二百六十五条の三十七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。以下この条、次条及び附則第一条の二の十五において同じ。）がその会員（平成十五年三月三十一日までに第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。附則第一条の二の十五第一項において「特定会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第三項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱

十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社をいう。附則第一条の三において同じ。）、承継保険会社（第二百六十条第六項に規定する承継保険会社をいう。）又は清算保険会社（第二百七十四条第九項に規定する清算保険会社をいう。附則第一条の二の五第一項第三号において同じ。）をいう。同条第四項及び附則第一条の二の七第一項において同じ。）から買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「資産管理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と資産管理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一四（略）

（政府の補助）

第一条の二の十三 政府は、生命保険契約者保護機構（第二百六十五条の三十七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。以下この条及び次条において同じ。）がその会員（平成十五年三月三十一日までに第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第一項において「特定会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第三項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合（

を生じさせるおそれがあると認める場合（当該費用の合計額が政令で定める額を超えた場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（政令で定める業務（次項、次条及び附則第一条の二の十五において「特定業務」という。）に要したものに限る。）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までに第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。附則第一条の二の十五第二項において「特別会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合（当該費用の合計額が政令で定める額を超えた場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限る。）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

3 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

（特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助）

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平

当該費用の合計額が政令で定める額を超えた場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（政令で定める業務（次項及び次条において「特定業務」という。）に要したものに限る。）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までに第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第二項において「特別会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合（当該費用の合計額が政令で定める額を超えた場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限る。）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

（新設）

（新設）

成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。

（に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第三項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合（政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限る。）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

（国庫への納付）

第一条の二の十五 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特定会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、附則第一条の二の十三第一項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限

（国庫への納付）

第一条の二の十四 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特定会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前条第一項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付し

り、国庫に納付しなければならない。

2 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特別会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、附則第一条の二の十三第二項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

3 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特例会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前条第一項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

4 前三項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

なければならない。

2 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特別会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前条第二項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

(新設)

3 前二項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

○ 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）

改正案

現行

（業務の制限）

第四条 小型船相互保険組合は、第二条第二項に規定する損害保険事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、一事業年度における第二号に掲げる損害保険事業について収受した保険料の総額は、当該保険料の総額及び当該事業年度における同項に規定する損害保険事業について収受した保険料の総額の合計額の百分の二十を超えてはならない。

一 組合員のために行う損害保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社をいう。

（その他の内閣府令で定める者（次項第一号において「損害保険会社等」という。）の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるものに限る。次項第一号において同じ。）

二 第二条第二項に規定する損害保険事業の対象となる木船（その運航に伴つて生ずる費用及び責任を目的とする保険契約が当該小型船相互保険組合とその組合員との間に成立しているものに限る。）に出資その他の内閣府令で定める行為（次項第二号において「出資等」という。）をしている者（当該小型船相互保険組合の組合員及び組合員たる資格を有する者を除く。）の当該木船の運航に伴つて生ずる自己の費用及び責任（内閣府令で定めるものに限る。次項第二号において同じ。）に関する損害保険事業

2

船主責任相互保険組合は、第二条第三項に規定する損害保険事業

（兼業の禁止）

第四条 小型船相互保険組合は、第二条第二項に定める損害保険事業以外の事業を、船主責任相互保険組合は、同条第三項に定める損害保険事業以外の事業を行うことができない。

のほか、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、一事業年度における第二号に掲げる損害保険事業について収受した保険料の総額は、当該保険料の総額及び当該事業年度における同項に規定する損害保険事業について収受した保険料の総額の合計額の百分の二十を超えてはならない。

一 組合員のために行う損害保険会社等の業務の代理又は事務の代行

二 第二条第三項に規定する損害保険事業の対象となる木船以外の船舶（その運航に伴つて生ずる費用及び責任を目的とする保険契約が当該船主責任相互保険組合とその組合員との間に成立しているものに限る。）に出資等をしている者（当該船主責任相互保険組合の組合員及び組合員たる資格を有する者を除く。）の当該木船以外の船舶の運航に伴つて生ずる自己の費用及び責任に関する損害保険事業

3| 組合は、前二項各号に掲げる事業を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4| 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該組合が行おうとする事業が健全に行われ、公益に反しないものであるかどうかを審査しなければならない。

5| 小型船相互保険組合は第一項各号及び第二条第二項に規定する事業以外の事業を、船主責任相互保険組合は第二項各号及び同条第三項に規定する事業以外の事業を行うことができない。

(組合員の資格)

第七条 小型船相互保険組合の組合員たる資格を有する者は、漁船以外の木船又は小型鋼船の所有者又は賃借人で内閣府令で定める者に限る。

2 船主責任相互保険組合の組合員たる資格を有する者は、木船以外の船舶の船主等で内閣府令で定める者に限る。

(事業主体の制限)

第八条 この法律に基づいて設立された組合以外の者は、第二条第二項又は第三項に規定する損害保険事業を行つてはならない。ただし、特別の法律に基づいて設立された法人で特別の法律の規定に基づいてこれを行うもの、保険業法第三条第一項又は第百八十五条第一項(免許)の免許を受けてこれを行う者及び同法第二百十九条第一項(免許)の免許を受けた者の同項に規定する引受社員は、この限りでない。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、設立委員、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項若しくは第四項の規定により選任された保険管理人は、三万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき、同条第三項の規定に違反して承認を受けないで同条第一

(組合員の資格)

第七条 小型船相互保険組合の組合員たる資格を有する者は、漁船以外の木船又は小型鋼船の所有者又は賃借人で定款で定める者に限る。

2 船主責任相互保険組合の組合員たる資格を有する者は、木船以外の船舶の船主等で定款で定める者に限る。

(事業主体の制限)

第八条 この法律に基づいて設立された組合以外の者は、第二条第二項又は第三項に定める損害保険事業を行つてはならない。ただし、特別の法律に基づいて設立された法人で特別の法律の規定に基づいてこれを行うもの、保険業法(平成七年法律第百五号)第三条第一項又は第百八十五条第一項(免許)の免許を受けてこれを行う者及び同法第二百十九条第一項(免許)の免許を受けた者の同項に規定する引受社員は、この限りでない。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、設立委員、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項若しくは第四項の規定により選任された保険管理人は、三万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四条の規定に違反したとき。

項各号若しくは第二項各号に掲げる事業を行ったとき、又は同条第五項の規定に違反したとき。 三十三 (略)	三十三 (略)
---	----------------

改正案	現行
(定義) 第二条 (略) 2、8 (略) 9 この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。 一 銀行、信用金庫、信用協同組合、証券会社、保険会社及び少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）については、内閣総理大臣とする。 二 (略) 10、12 (略) (更生事件の管轄) 第七十二条 会社更生法第五条（第二項第一号、第三号及び第五号を除く。）及び第六条の規定は、相互会社の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「所在地（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは「所在地」と、同条第二項第二号中「株式会社（商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社）」とあるのは「相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。）が保	(定義) 第二条 (略) 2、8 (略) 9 この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。 一 銀行、信用金庫、信用協同組合、証券会社及び保険会社については、内閣総理大臣とする。 二 (略) 10、12 (略) (更生事件の管轄) 第七十二条 会社更生法第五条（第二項第一号、第三号及び第五号を除く。）及び第六条の規定は、相互会社の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「所在地（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは「所在地」と、同条第二項第二号中「株式会社（商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社）」とあるのは「相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。）が保

險業法（平成七年法律第五号）第十二項に規定する子会社である株式会社を有する場合において、当該株式会社」と、同項第四号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、「商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二」とあるのは「保険業法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十二又は保険業法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）」と読み替えるものとする。

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第百九十七条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更後の株式会社」という。）について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一・二（略）

險業法（平成七年法律第五号）第十二項に規定する子会社である株式会社を有する場合において、当該株式会社」と、同項第四号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社に該当する場合における同条第四項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第四項」と、「商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二」とあるのは「保険業法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十二又は保険業法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）」と読み替えるものとする。

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第百九十七条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更後の株式会社」という。）について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一・二（略）

三 保険契約の移転（保険業法第百三十五条第一項（同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の保険契約の移転をいう。以下同じ。）

四〇七 （略）

2 （略）

（保険契約の移転に関する特例）

第三百一条 更生計画において更生会社が第二百六十二条第二号に掲げる行為をすることを定めた場合においては、保険業法第百三十六條の二及び第百三十七條（これらの規定を同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における更生会社に対する保険業法第百三十八條（同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定の適用については、同法第百三十八條中「第百三十六條第一項の決議」とあるのは、「保険契約の移転を内容とする更生計画認可の決定」とする。

（保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用）

第三百五十八條 保険業を営む株式会社についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

三 保険契約の移転（保険業法第百三十五条第一項の保険契約の移転をいう。以下同じ。）

四〇七 （略）

2 （略）

（保険契約の移転に関する特例）

第三百一条 更生計画において更生会社が第二百六十二条第二号に掲げる行為をすることを定めた場合においては、保険業法第百三十六條の二及び第百三十七條の規定は、適用しない

2 前項に規定する場合における更生会社に対する保険業法第百三十八條の規定の適用については、同条中「第百三十六條第一項の決議」とあるのは、「保険契約の移転を内容とする更生計画認可の決定」とする。

（保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用）

第三百五十八條 保険業を営む株式会社についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

(略)	又は合併	若しくは合併又は保険契約の移転（同法第三百二十五条第一項（同法第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の保険契約の移転をいう。以下同じ。）
-----	------	---

(更生手続開始の申立て等)

第三百七十七条 監督庁は、金融機関、保険会社及び少額短期保険業者（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあるときは、当該金融機関等について更生手続開始の申立てをすることができる。

2 (略)

3 監督庁は、第一項の規定により保険会社及び少額短期保険業者の更生手続開始の申立てをすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

4・5 (略)

(補償対象保険金の弁済に関する特例)

第四百四十条 保険会社について更生手続開始の決定があつた場合に

(略)	又は合併	若しくは合併又は保険契約の移転（同法第三百二十五条第一項の保険契約の移転をいう。以下同じ。）
-----	------	--

(更生手続開始の申立て等)

第三百七十七条 監督庁は、金融機関及び保険会社（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあるときは、当該金融機関等について更生手続開始の申立てをすることができる。

2 (略)

3 監督庁は、第一項の規定により保険会社の更生手続開始の申立てをすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

4・5 (略)

(補償対象保険金の弁済に関する特例)

第四百四十条 保険会社について更生手続開始の決定があつた場合に

において、当該保険会社は、保護機構と保険業法第二百七十条の六の七第三項の規定による契約を締結したときは、会社更生法第四十七条第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、保険業法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約（第四百四十五条第二項及び第四項並びに第五百四十六条第一項において「補償対象契約」という。）に係る保険金請求権その他の政令で定める権利（以下この条から第四百四十二条まで、第五百四十六条及び第五百四十七条において「保険金請求権等」という。）に係る更生債権者の請求に基づき、同法第二百四十五条第一号に規定する補償対象保険金（第五百四十六条第一項において「補償対象保険金」という。）に係る債務の弁済をすることができる。

255 (略)

(保険会社の更生計画)

第四百四十五条 (略)

2 第二百六十条第一項又は会社更生法第六十八条第一項の規定は、更生計画において、保険会社の更生手続開始後（裁判所が会社更生法第二十八条第一項（第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により保険会社が更生債権者等に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合にあつては、当該保全処分がされた後）に発生する解約返戻金及び保険業法第二百五十条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める給付金に係る債権（同法第二百四十五条第二号に規定する特定

において、当該保険会社は、保護機構と保険業法第二百七十条の六の七第三項の規定による契約を締結したときは、会社更生法第四十七条第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、保険業法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約（第五百四十六条第一項において「補償対象契約」という。）に係る保険金請求権その他の政令で定める権利（以下この条から第四百四十二条まで、第五百四十六条及び第五百四十七条において「保険金請求権等」という。）に係る更生債権者の請求に基づき、同法第二百四十五条に規定する補償対象保険金（第五百四十六条第一項において「補償対象保険金」という。）に係る債務の弁済をすることができる。

255 (略)

(保険会社の更生計画)

第四百四十五条 (略)

2 第二百六十条第一項又は会社更生法第六十八条第一項の規定は、更生計画において、保険会社の更生手続開始後（裁判所が会社更生法第二十八条第一項（第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により保険会社が更生債権者等に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合にあつては、当該保全処分がされた後）に発生する解約返戻金その他これに類する給付金に係る債権について、その他の保険契約に係る債権に比して不利な条件を定めることを妨げるものと解しては

補償対象契約（第四項において「特定補償対象契約」という。）以外の補償対象契約に係るものに限る。）について、その他の保険契約に係る債権に比して不利な条件を定めることを妨げるものと解してはならない。

3 第二百六十条第一項又は会社更生法第六十八条第一項の規定は、更生計画において、運用実績連動型保険契約（保険業法第一百八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。）に係る債権について、その他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることを妨げるものと解してはならない。

4 保険契約（特定補償対象契約以外の補償対象契約に限る。以下この項において同じ。）に係る債権のうち保険会社の更生手続開始後に収入した保険料により積み立てるべき責任準備金に対応する保険契約者の保険契約に係る債権の部分については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

（破産手続開始の申立て等）

第四百九十条 監督庁は、金融機関、証券会社、保険会社及び少額短期保険業者（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実があるときは、破産手続開始の申立てをすることができ、

2 第三百七十七条第二項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融機関の破産手続開始の申立てについて、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする保険会社及び少額短期保険業者の破産手続開始の申立てについて、それぞれ準用する。

ならない。

（新設）

3 保険契約に係る債権のうち保険会社（生命保険会社及び外国生命保険会社等に限る。）の更生手続開始後に収入した保険料により積み立てるべき責任準備金に対応する保険契約者の保険契約に係る債権の部分については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

（破産手続開始の申立て等）

第四百九十条 監督庁は、金融機関、証券会社及び保険会社（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実があるときは、破産手続開始の申立てをすることができ、

2 第三百七十七条第二項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融機関の破産手続開始の申立てについて、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする保険会社の破産手続開始の申立てについて、それぞれ準用する。

3
・
4

(略)

3
・
4

(略)